

インフレスライド条項及び特例措置の適用について

国土交通省は、令和2年（2020年）3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）と、設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）を公表し、それにより、全国全職種単純平均で、新労務単価は対前年度比2.5%、新技術者単価は対前年度比3.1%、引き上げられることとなりました。

これに合わせ、予定価格への新労務単価、新技術者単価の早期適用に加え、一定の要件を満たす既契約工事にインフレスライド条項を適用すること、令和2年（2020年）3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用している契約について、新労務単価又は新技術者単価を適用した場合の金額に変更する特例措置を適用することとし、同様の対応を地方公共団体へも要請しています。

この要請を踏まえ、本市においても、下記のとおり、インフレスライド条項及び特例措置を適用することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 制度の概要

(1) インフレスライド条項

ア 対象案件

令和2年（2020年）3月1日が工期内にある工事のうち、受注者が契約金額の変更を書面により請求した日（以下「請求日」という。）から工期末までの期間が2か月以上あるもの。

イ 制度概要

基準日（原則、請求日）における出来高を確認後、「変動前残工事金額」に対する基準日時点の積算単価による「変動後残工事金額」との差額のうち、「変動前残工事金額」の1%を超える部分について、契約金額の変更協議を受注者が請求することができる。

(2) 特例措置

ア 対象案件

令和2年（2020年）3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

イ 制度概要

旧労務単価又は旧技術者単価を適用している契約について、新労務単価又は新技術者単価を適用した場合の金額に変更するための協議を、受注者が請求することができる。

2 予算措置

補正予算に上程予定。

3 その他

インフレスライド条項及び特例措置については、ホームページへの掲載及び対象案件の受注者への個別連絡により周知を行う。